

一般社団法人鳥取県建設業協会会長
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会会長
一般社団法人鳥取県管工事業協会会長
一般社団法人鳥取県造園建設業協会会長
一般社団法人鳥取県電業協会会長
部落解放鳥取県企業連合会理事長
鳥取県技能士会連合会会長

様

鳥取県県土整備部長
(公印省略)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について（通知）

将来にわたり地域の安全・安心を支える建設業であるためには、担い手の確保・育成が喫緊の課題であり、この重要性に鑑み、平成25年度以降、7回の公共工事設計労務単価の引上げのほか、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）などの関連三法及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400195635号当職通知、以下「適正化指針」という。）に基づき、適切な賃金水準の確保及び社会保険等への加入の徹底など、業界の就労環境の改善に行政と業界が一丸となった取組が行われてきたところです。

この度、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の引上げが決定、公表されました。この単価の引上げが確実に技能労働者の賃金引上げにつながり、就労環境改善等を通じて若年者や女性等の建設業への入職が促進されるよう、引き続き官民を挙げた取組を進めることが重要と考えています。

ついては、これまでの要請事項、関連改正三法及び適正化指針について改めて御理解いただくとともに、下記の措置を的確に講じていただきますよう、貴団体会員への周知徹底をお願いします。

（担当者：県土総務課建設業・入札制度室 長谷川 電話：0857-26-7454）

記

1 適切な水準の賃金の支払い

関連三法及び適正化指針により、適正な価格での下請契約の締結、技術者・技能労働者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の就労環境の改善に努めることが公共工事の受注者等は求められています。

このことも踏まえ、公共工事設計労務単価の引上げが元請業者のみならず、公共工事の現場に従事する全ての労働者の賃金水準の引上げにつながるよう、元請業者においては下記5のとおり適正な価格での下請契約の締結の徹底に努めるとともに、下請業者においては、公共工事設計労務単価を考慮した賃金水準への引上げに努めてください。

なお、主要10職種の公共工事設計労務単価の引上げ状況は別添のとおりですので、参考としてください。

2 インフレスライド条項の適用等

請負代金に変更された場合には、当該請負契約工事に係る下請契約金額の見直しのほか、技能労働者の賃金水準の引上げ等について適切に対応してください。

3 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入促進

- (1) 元請業者は、法定福利費を内訳明示した標準見積書を活用し、法定福利費等必要経費の確保の推進を積極的に行ってください。また、下請業者においても再下請業者に対する標準見積書の活用による法定福利費等必要経費の確保に努めるとともに、自ら雇用する労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険等に加入させてください。

なお、県の契約書の標準書式において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示することとしておりますので、適切に対応してください。

また、各専門工事業団体が作成した標準見積書様式等が国土交通省のホームページ（「建設業の社会保険未加入対策について」）に掲載されているほか、県のホームページ（「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱について」）にも、標準見積書活用に向けて県独自に作成した参考様式等を掲載していますので、活用促進の参考としてください。

- (2) 国直轄工事及び本県発注工事においては、加入義務があるにも関わらず加入していない社会保険等未加入業者との下請契約が制限されており、未加入業者に対しては元請業者からの加入に向けた指導が求められているところですが、「建設業における社会保険への加入の徹底に係る注意点について」（平成28年12月5日付国土交通省建設市場整備課事務連絡）でも改めて周知が図られているとおり、社会保険等適用除外事業者（従業員が4人以下の個人事業主や一人親方）が国民健康保険等の適切な保険に加入している場合には、改めて社会保険等への加入を強制したり現場から排除することのないよう注意してください。

4 若年入職者の積極的な確保

若年労働者の処遇改善により、若年入職者を確保した企業が円滑な技能継承を通じて成長していく健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引上げと社会保険への加入につなげ、処遇改善を一層進めることによって、若年者入職者の確保をさらに積極的に推進してください。

5 適正な工期設定及び価格による契約の徹底

工期設定に当たっては、不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結することに努めるとともに、不適正な価格による契約のしわ寄せが技能労働者の賃金水準の低下を招かないよう、自己の取引上の地位を不当に利用して工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことを改めて徹底していただくとともに、県が公表する設計書（金入り）や別添資料「公共工事設計労務単価と法定福利費」を参考にしながら、適正化指針第4条第1号の規定に基づき、少なくとも発注者が設計した直接工事費相当額とこれに必要な法定福利費（事業主負担分）を確保した価格以上での下請契約の締結の徹底に努めてください。

6 下請業者へのしわ寄せの防止

昨年秋、専門工事業者団体を通じて専門工事業における下請取引に係る調査を行い、依然として下請業者へのしわ寄せ行為等が後を絶たない実態が把握されています。

県としても、不適切な契約等に対しては引き続き厳正に指導を行ってまいりますが、貴団体におかれましても、会員企業の法令や各種ルールの遵守状況について今一度点検いただき、研修会等を通じて法令遵守の徹底や啓発に努めていただくよう改めてお願いします。

○ 実態調査結果の概要

項	目	概	要
1	下請契約における労務単価の状況	○ 約8割が県標準単価を下回る労務単価での下請契約となっている。 ○ なお、単価水準は、鉄筋工は県単価比約70%以上だったが、型枠・とび工では同比30%程度での低水準での契約実態も確認された。	
2	社会保険適用外の見積依頼	○ 社会保険適用外となる4人以下の個人事業主としての見積書提出を求められるような事実までは確認できなかったが、約2割において、少なくとも適正な法定福利費が支払われていない状況が見受けられる。	

3	元請からのしわ寄せ行為の具体例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な形態でのしわ寄せ行為が確認されたが、いまだに下請の見積が考慮されず契約に至った事例が特に多い。 ○ また、悪天候時等における、足場や養生シートの張り直し、撤去等を下請の負担とされるとの声も複数あった。
4	二重帳簿の事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実際に二重帳簿が疑われる回答は1件。その他は、指値での見積書を作成させるケースが多い。 ○ 特定の現場だけで社会保険を取って、すぐに保険をやめる不適切な事例もある。
5	その他不当な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実際は2次や3次にもかかわらず、作業員名簿上、1次の作業員として現場入場する事例がある。 ○ 追加工事は業者負担、請負工事完成后、見積金額の値引きを求められる等の行為。
6	自由記述（意見・要望）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定福利費が払ってもらえない、下請に降りてくる金額が低く、適正な価格での契約ができるよう求める声が多。